令和７年度第４回銚子市農業委員会会議録

１　日　　時　令和７年７月１０日（木）午後４時００分
２　場　　所　銚子市役所１階市民ホール
３　議　　題
　議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請処理について
　議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請処理について
　議案第３号　農用地利用集積等促進計画の案に係る意見聴取について

４　出席者（在任委員２６名中２３名）内農業委員出席１３名

議席番号	氏　　名	議席番号	氏　　名	議席番号	氏　　名
1	坂尾　清志	2	欠　席	3	平津　清
4	加瀬　芳枝	5	藤ヶ﨑　勘兵衛	6	信太　庄一郎
7	髙橋　律子	8	宮内　　弘	9	加瀬　佳二
10	山口　雅明	11	唐津　茂雄	12	山口　昭彦
13	欠　席	14	髙木　伸行	15	島﨑　　隆
16	岩瀬　定雄	17	嶋田　正明	18	野口　英夫
19	向後　繁範	20	欠　席	21	関根　弘幸
22	鈴木　正明	23	石毛　　清	24	宮内　春雄
25	早船　徳治	26	宮内　一郎		

５　欠席者　　２番加瀬　明委員・１３番木内　和夫委員・２０番多田　秀一委員

６　事務局出席者（４名）
　事務局長　　榊原　晴彦　　副主査　　寺井　大智
　主　事　　榊　孝祐　　主　事　　鈴木　江美

７　会議の概要

	――――――　午後４時００分開会　――――――
議　長	それではただいまより、令和７年度第４回銚子市農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席者は、議席番号２番加瀬　明委員・１３番木内　和

夫委員・２０番多田　秀一委員の３名です。農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、在任委員の過半数の出席がありますので、本総会は成立いたします。

会議に先立ちまして、先例にならい議事録署名人２名を議長が指名することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議　長　全員異議なしと認めまして、私の方から指名いたします。

議席番号１０番　　山口　雅明委員

議席番号１１番　　唐津　茂雄委員　このお二人に議事録署名人をお願いいたします。議事に入る前に、各委員にお願いがあります。

農業委員会等に関する法律第３１条第１項で「委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」と規定されておりますので、該当議案につきましては、議事進行前に退席くださるようお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第１号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

（事務局朗読）

議　長　事務局の朗読が終わりました。

順位１番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第１号の１

○○委員　それでは、順位１番についてご説明申し上げます。本件は農地法第３条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、○○町○○○○です。譲渡人は、○○町○○○○です。申請の地番、地積は、春日町１０１４番１、登記簿地目畑、現況畑、地積３８９㎡外２筆合計地積１，１４１㎡です。申請地は、農振農用地区域内にあります。現地調査をしたところ、場所は、春日小学校の信号から大谷津団地方面に５００ｍほど向かった左側外です。現在は、ロータリー耕がされていました。本件の申請理由につきましては、譲受人は、自宅から近く、耕作に効率的な申請地を取得したいとのことです。譲渡人は、後継者がいないので、高齢になり耕作は不可能なためです。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後

すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位２番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第１号の２

○○委員　　それでは、順位２番についてご説明申し上げます。本件は農地法第３条の規定による贈与による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、○○町○○○○です。譲渡人は、東京都○○区○○　○○○○です。申請の地番、地積は、八木町８０８番２、登記簿地目山林、現況畑、地積７，９３３㎡です。申請地は、農業振興地域内の農用地区域外にあり、現地調査をしたところ、場所は、国道１２６号線を旭方面に向かい、ＪＡちばみどり豊岡支店の手前を左折し５０m進み右折し、５００m先の左側です。現在は、ロータリー耕がされておりました。本件の申請理由につきましては、譲渡人は、生活拠点が遠方であり、維持管理ができないためです。譲受人は、譲渡人の希望により贈与されます。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長	ご意見等が無いようですので、採決いたします。 本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。 （挙手全員）
議　長	挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。 順位３番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。 議案第１号の３
○○委員	それでは、順位３番についてご説明申し上げます。本件は農地法第３条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、○○町○○○○です。譲渡人は、○○町○○○○です。申請の地番、地積は小浜町２９１９番、登記簿地目畑、現況畑、地積８９５㎡です。申請地は、農振農用地区域内にあり、現地調査をしたところ、場所は、国道１２６号線を旭方面に向かい、三崎町ネッツトヨタの信号から２００m先を左折し、５００m先の左側です。現在はロータリー耕がされておりました。本件の申請理由につきましては、譲渡人は、高齢で後継者がいないため、維持管理ができないためです。譲受人は自己所有地の隣地で、作業効率が良いためです。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。
議　長	担当委員の説明が終わりました。 ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。 （なし）
議　長	ご意見等が無いようですので、採決いたします。 本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。 （挙手全員）
議　長	挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。 順位４番から６番については関連がありますので、一括して審議いたします。担当委員に説明をお願いします。 議案第１号の４～６

○○委員　それでは、順位４番から６番は関連がありますので、一括してご説明申し上げます。本件は農地法第３条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、○○町○○○○です。譲渡人は、○○町○○○○外２名です。申請の地番、地積は三門町２１１番１、登記簿地目は田、現況田、地積６１６㎡外３筆合計地積２，３５７㎡です。申請地は、農振農用地区域内にあり、現地調査をしたところ、場所は、国道３５６号線を東庄方面に向かい、余山町三島神社から岡野台方面に３００ｍ進み右折し、１００ｍ 先の左側です。現在は耕作されていませんでした。本件の申請理由につきましては、譲渡人は、高齢のため、農地の維持管理が困難なためです。譲受人は、経営規模拡大のため、自作地の隣接地なので、申請地を取得したいとのことです。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位７番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第１号の７

○○委員　それでは、順位７番についてご説明申し上げます。本件は農地法第３条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、○○町○○○○です。譲渡人は、○○町○○○○です。申請の地番、地積は三門町５８５番、登記簿地目田、現況田、地積２９４㎡外１筆合計地積４０３㎡です。申請地は、農業振興地域内の農用地区域外にあり、現地調査をしたところ、場所は、反町商店の先を左折し１００ｍほど進み、三門町青年

館のところを右折し１００ｍ進んだところです。現在はロータリー耕がされておりました。本件の申請理由につきましては、譲渡人は、譲受人の所有地を通らなければ、申請地には入れないので耕作が難しいためです。譲受人は自己所有地と隣接しており、耕作がしやすくなり規模拡大になるためです。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位８番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第１号の８

○○委員　　それでは、順位８番についてご説明申し上げます。本件は農地法第３条の規定による贈与による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、○○町○○○○です。譲渡人は、○○市○○　○○○○です。申請の地番、地積は長山町２１９７番２、登記簿地目畑、現況畑、地積９９１㎡です。申請地は、農振農用地区域内にあり、現地調査をしたところ、場所は、長山町東総用水ファームポンドから北へ１６０ｍ進み左折し、１９０ｍ進んだところです。現在はトウモロコシの作付けがされてました。本件の申請理由につきましては、譲渡人は、居住地が○○市であり、かつ農業後継者がいないためです。譲受人は規模拡大のためです。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第３条第２項各号には

該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

○○委員　　贈与による所有権移転であるが、贈与税はかかるのか。

事務局　　贈与税がかかるかどうかは、わかりません。贈与の場合、１年間に１１０万円の控除があります。

議　長　　ほかにご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

議案第２号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

（事務局朗読）

議　長　　事務局の朗読が終わりました。

順位１番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第２号の１

○○委員　　それでは、順位１番についてご説明申し上げます。本件は農地法第５条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、○○町○○○○です。譲渡人は、○○町○○○○です。申請の地番、地積は、茶畑町５６番１、登記簿地目畑、現況畑、地積５４２㎡です。申請の用途は、専用住宅用地です。申請地の場所は、県道飯岡猿田停車場線の茶畑町佐野農機から１５０ｍ飯岡方面に進み、右折した右側です。現在は耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく、農地広がりから第１種農地と判断します。転用計画につきましては、専用住宅１棟建築面積２０７．４３㎡と車庫４９．６８㎡です。工期としては、令和７年９月１日から令和８年３月３１日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書と融資証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水、雨水

は合併浄化槽を経て道路既設側溝へ排出します。隣接農地の耕作者は、譲渡人ですので、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上です。本申請地については、第１種農地ではありますが、周辺地域居住者の業務上必要な施設であり、集落に接続して設置されることから、例外的に許可するを相当と思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位２番と順位３番は関連がありますので一括して審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第２号の２・３

○○委員　　それでは、順位２番と３番は関連がありますので一括してご説明申し上げます。本件は農地法第５条の規定による転用を伴う売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は○○町株式会社○○○○代表取締役○○○○です。譲渡人は、○○町○○○○外１名です。申請の地番、地積は、茶畑町５５番、登記簿地目畑、現況畑、地積８２㎡外１筆合計地積１０７９㎡です。申請の用途は、リハビリ用通路、憩いの広場及び菜園用地です。申請地の場所は、順位１番の隣です。現在はトマトやナスが栽培されていました。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく、農地の広がりから第１種農地と判断します。転用計画につきましては、リハビリ用通路３４８㎡、憩いの広場１９９㎡、菜園用地４６５㎡です。工期としては、令和７年９月１日から令和７年１２月３１日までの予定となっています。事業に係る資金は、銀行の残高証明書が添付されています。雑排水については、汚水、雑排水は排出しません。雨水は、自然浸透です。隣接農地の耕作者は、譲渡人ですので、周辺農地等に係る営農条件への支

障はないと考えます。申請の内容は以上です。本申請地については、第１種農地ではありますが、既存施設の拡張で、拡張部分の敷地面積が既存施設の２分の１を越えないことから、例外的に許可するを相当と思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

議案第３号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

（事務局朗読）

議　長　　事務局の朗読が終わりました。本議案は、農用地利用集積等促進計画(案)ですので、順位１番から順位６番までを一括審議いたします。事務局に説明をお願いします。

議案第３号

事務局　　それでは、農用地利用集積等促進計画ですので、事務局より順位１番から６番についてご説明申し上げます。

本件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第２項に基づいて市農産課が作成した農用地利用集積等促進計画の案に対し、同条第３項の規定により農業委員会の意見を求められたものです。

設定者は、○○町○○○○外４名。被設定者は、○○町○○○○外４名。申請の地番・地積は、桜井町１１４４番　登記簿地目畑、現況畑、地積１，３０４㎡外田１筆、畑２２筆合計地積１６，０４４㎡です。その内容ですが、順位１番から６番は、新規に１０年の賃借権を設定しようとするもので、田１筆、畑２３筆、合計地積は１６，０４４㎡です。以上順位１番から６番の権利を取得しようとする被設定者は、同法第１８条第５項に規定された計画認可要件を満たしているとのことから、計画案を妥当とする意見として問題はないと思われます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議　長	事務局の説明が終わりました。 ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。
○○委員	順位５番６番の台帳地目が山林であるが、畑として使用するのか。
事務局	ここでいう台帳地目とは、登記地目のことです。現況地目はすでに畑になっています。畑として使用します。
○○委員	登記地目山林のままで、変更しないのか。
事務局	現況地目が畑ですので、変更しなくても貸し借りはできます。
議　長	ほかに、ご意見、ご質疑等はございませんか。 （なし）
議　長	ご意見等が無いようですので、採決いたします。 本件促進計画案について、意見なく承認することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。 （挙手全員）
議　長	挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。 議案書の６ページから７ページに届出事項がございますので、ご覧ください。届出事項に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。 （なし）
議　長	以上で、予定した議事が全て終了しました。これをもちまして、令和７年度第４回銚子市農業委員会総会を閉会いたします。 本日は、ご苦労様でした。

―――――　午後４時４５分閉会　―――――

銚子市農業委員会会議規則第 13 条により署名する。

議　　長

署名委員

署名委員